

## 「葛川流域の浸水を軽減するための研究会」設置要綱

### (設置)

第1条 葛川流域内の河川、水路及び道路を対象に浸水被害を軽減させるため、関係市町等で構成する葛川流域の浸水を軽減するための研究会（以下「研究会」という）を設置する。

### (対象区域と関係市町等)

第2条 対象区域は、坂戸市、毛呂山町内の葛川、水路、県道（主要地方道川越坂戸毛呂山線、一般県道ときがわ坂戸線、一般県道川越越生線）及び市町道とする。

二 関係市町等は、坂戸市、毛呂山町及び埼玉県とする。

### (研究事項)

第3条 研究会は、次の事項について研究する。

- 一 浸水の要因
- 二 浸水対策
- 三 その他

### (構成員等)

第4条 研究会の基本的な構成員は、別表による。

二 研究会のリーダーは飯能県土整備事務所副所長兼道路施設部長とする。

三 研究事項の内容により県庁河川砂防課、道路環境課及び荒川上流河川事務所越辺川出張所等も構成員とする。

四 研究会の事務局は、飯能県土整備事務所に置く。

### (オブザーバー)

第5条 研究会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

### (秘密の保持)

第6条 構成員及びオブザーバーは、研究会の活動において知り得た秘密を第三者に漏らし、または研究会以外の目的に利用してはならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項はリーダーが研究会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成28年10月31日から施行する。

この規則は、平成31年 2月12日から施行する。

【別表】構成員一覧（第4条関係）

市町村等	職名
坂戸市	都市整備部維持管理課長
	都市整備部道路河川課長
毛呂山町	まちづくり整備課長
埼玉県	飯能県土整備事務所副所長兼道路施設部長
	飯能県土整備事務所河川砂防部長
	飯能県土整備事務所道路環境部長